

伏見町

訴えられた町内会長！

伏見町の恥！

以前に暴力沙汰も…
町がズタズタに！

訴 状

平成23年2月15日

福山簡易裁判所 御中

原告 能 宗 孝

〒720-0053 広島県福山市大黒町2番16号

原告 能 宗 孝

〒720-0062 広島県福山市伏見町1番21号

被告 橋 本 吉 弘

掲示幕引渡請求事件

訴訟物の価額 金 10,000円

貼用印紙額 金 1,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、別紙目録記載の掲示幕を引き渡せ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項について、仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙目録記載の掲示幕（以下、本件掲示幕という）を所有している（甲1,原告本人）。
- 2 被告は、原告の承諾なく、平成22年12月14日に福山市伏見町のアーケードに設置されていた本件掲示幕を取り外し、その占有を取得した（被告本人）。
- 3 被告は、原告の請求にもかかわらず、本件掲示幕の返還請求に応じない（原告本人）。
- 4 よって、原告は被告に対し、請求の趣旨記載の判決を求める。

第3 証拠方法

- 1 甲第1号証 証明書

第4 添付書類

- 1 甲第1号証 正副本各1通